

仕様書

文化市民局文化芸術都市推進室

文 化 芸 術 企 画 課

(担当 中西（努）、中西（智） 電話 222-3119)

件 名	京都市久世ふれあいセンターゴキブリ防除業務委託
契約期間	契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
契約条件	別紙仕様書のとおり

仕様書

- 1 件 名 京都市久世ふれあいセンターゴキブリ防除業務委託
- 2 契約期間 契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
- 3 一般事項
 - (1) 受注者は、京都市契約事務規則等の関係法規を遵守し、本仕様書に基づき誠実に本業務を履行するものとする。
 - (2) 受注者は、労働安全衛生法を厳守し、本業務を履行するものとする。
 - (3) 受注者は、業務を行う現場責任者の氏名等を契約締結後速やかに久世ふれあいセンターに連絡すること。
 - (4) 本業務履行に伴って建物、設備、工作物等を破損または紛失したときは、受注者がその損害賠償をしなければならない。
 - (5) 本業務履行中の受注者派遣技術者の事故については、すべて受注者の責任において処理し、事故内容及び原因等について速やかに久世ふれあいセンターに報告するものとする。
 - (6) 受注者は、業務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
 - (7) 受注者は、本業務終了後、完了届を作成し、久世ふれあいセンターに提出するものとする。
 - (8) 本業務履行上必要とする次の経費は、本市が負担する。
 - ア 本業務履行上必要な光熱水費
 - (9) 本業務履行上必要とする次の経費は、受注者の負担とする。
 - ア 派遣技術者に要する諸経費
 - イ 作業に要する薬剤、道具、その他の材料
 - ウ 必要書類を作成し、報告する経費
 - (10) 本業務履行に際して、受注者はあらかじめ日時等の打ち合わせをし、久世ふれあいセンターの業務に支障のないよう配慮しなければならない。
 - (11) 本業務履行上の細部事項については、久世ふれあいセンターと協議のうえ、決定するものとする。
 - (12) 本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その都度双方協議のうえ決定するものとする。
 - (13) 委託料は1回払とし、本業務完了後に受注者の適法な請求に基づき30日以内に支払うものとする。
 - (14) 本仕様書に掲げる以外の業務の必要が生じた場合は別途契約するものとする。
 - (15) 受注者は本業務の一括再委託をおこなってはならない。

4 防虫作業対象範囲

京都市南区久世築山町 3 2 8 番地

久世ふれあいセンター

- (1) 1階 ホール(1 8 1 m²)、控室(1 0 m²)、ホワイエ(7 9 m²)、玄関ホール(8 0 m²)、
便所・湯沸室(9 0 m²)、図書館部分(幼児コーナー除く)(3 0 4 m²)、
廊下(4 2 m²)、事務室(7 5 m²)
- (2) 2階 トレーニングルーム(1 2 9 m²)、廊下(8 0 m²)、ロビー(3 4 m²)、
便所・更衣室・湯沸室・シャワー室 (計 9 5 m²)、会議室(5 6 m²)

5 委託業務内容

- (1) 受注者は、防虫作業を契約期間に 1 回実施するものとする。
- (2) 作業の施行日時は、久世ふれあいセンターと協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 受注者はスミチオン乳剤 L S (1 リットル程度) を用いるものとするが、代替品を使用するときは担当課の承認を得るものとする。

6 提出書類

- (1) 作業報告書
- (2) 完了届

久世ふれあいセンター

